

熊谷支部・例会研修

金 融 証 券 税 制

平成23年 7月 7日

税理士 小 野 恭 利

目 次

預貯金の税金	1
公社債の税金	3
公募投資信託の税金	5
上場株式等の税金	9
FX取引の税金	17

預貯金の税金

<預貯金に関する課税関係>

			所得の種類	課税方法
普通預金 定期預金等	利 子		利子所得	源泉分離課税 (所15%・住5%)
外貨預金			雑所得	
	為替差益	為替予約あり 為替予約なし		総合課税

1 預貯金の利子

預貯金の利子については、所得税が15%、住民税が5%源泉徴収され、他の所得と合算されることなく課税関係が完結します。つまり、確定申告をすることができません。

なお、外貨預金の利子についても国内における支払の取扱者を経由する場合には、他の預貯金と同様に源泉分離課税とされます。

また、親族が控除対象配偶者や扶養親族に該当するかどうかを判定する場合には、その親族の合計所得金額が38万円以下かどうかで判定しますが、預貯金の利子については源泉分離課税とされているため、その親族の合計所得金額に含めずに判定することになります。

2 外貨預金の為替差損益

為替差損益とは、為替相場の変動と金融機関に支払う手数料により発生するもので、所得税法では雑所得（原則として総合課税）に該当することとされています。

ただし、為替差益について為替予約（満期日の円転レートを予め定めておく取引）がされている場合には、預貯金の利子と同様に源泉分離課税とされます。

なお、為替差損が生じている場合には、他の雑所得の金額と通算することはできませんが、他の事業所得、給与所得などとの損益通算はできません。

<例題>

次のそれぞれのケースについて、為替差損益を計算しなさい。

- ・ 外貨建て預金額 10,000ドル
- ・ 預入時のレート 100円（TT S）
- ・ 満期時のレート 102円（TT B）

ケース1 為替予約がされていない場合

ケース2 満期時のレートについて為替予約がされている場合

(注) TT S：顧客が円を外国通貨に換えるときの為替レート（対顧客電信売相場）

TT B：顧客が外国通貨を円に換えるときの為替レート（対顧客電信買相場）

<解答>

ケース 1

$(102\text{円} - 100\text{円}) \times 10,000\text{ドル} = 20,000\text{円}$ (総合課税)

ケース 2

$(102\text{円} - 100\text{円}) \times 10,000\text{ドル} = 20,000\text{円}$ (源泉分離課税)

※所得税が3,000円、住民税が1,000円源泉徴収されますので、手取額は16,000円となります。

公 社 債 の 税 金

<公社債の課税関係>

		利 子	償還差益	売却益
		利子所得	雑所得	譲渡所得
利付債	国内債	源泉分離課税 (所15%・住5%)	総合課税	原則：非課税
	外国債			
割引債	国内債	—	源泉分離課税 (所18%) ※購入時	総合課税
	外国債			

1 利付債と割引債

利付債とは、公社債のうち利札がついているもの、つまり公社債の利子が支払われるものをいいます。

割引債とは、公社債のうち利札がついておらず、利子相当額が額面金額から割り引いて発行されるものをいいます。したがって、割引債については利子の支払いがありません。

2 公社債の利子

利付債の利子については、所得税が15%、住民税が5%源泉徴収され、他の所得と合算されることなく課税関係が完結します。つまり、確定申告をすることができません。

なお、割引債については、もともと利子が支払われません。

3 公社債の償還差益

利付債の購入金額が額面金額（償還金額）よりも低い場合には、償還時に償還差益が生じることになります。この償還差益については雑所得として他の所得と合算されます。

割引債については額面金額よりも低い金額で発行されますので、必ず償還差益が生じることになります。この償還差益に対しては、購入時に原則として18%の所得税が源泉徴収され、他の所得と合算されることなく課税関係が完結します（住民税の徴収はありません）。

<例題>

額面金額10,000円、発行価額9,000円の割引債の購入金額を計算しなさい。

<解答>

$10,000\text{円} - 9,000\text{円} = 1,000\text{円}$ （償還差益）

$1,000\text{円} \times 18\% = 180\text{円}$ （源泉徴収税額）

$9,000\text{円} + 180\text{円} = 9,180\text{円}$ （購入金額）

なお、外国法人が国外で発行する割引債のうち、平成20年5月1日前に発行する一定のものについては、総合課税とされます（平成20年5月1日以後は源泉分離課税）。

また、東京湾横断道路株式会社が法令の規定により発行する割引債など、16%の税率により源泉分離課税とされるものもあります。

4 公社債の売却損益

公社債（新株予約権付社債を除く。）を売却したことによる譲渡益については、原則として所得税が課されません。

また、売却したことによる譲渡損については、所得税法上なかったものとみなされます。つまり、他の譲渡益との通算や他の所得との損益通算はできません。

なお、新株予約権付社債の譲渡については、株式の譲渡として取り扱われます。

公募投資信託の税金

<公募証券投資信託の課税関係>

		分配金		中途換金		償還差益
		普通分配金	特別分配金	売却益	解約益	
国内投資信託	公社債投資信託	利子所得 源泉分離課税 所15%・住5%	—	非課税 ★3	利子所得 源泉分離課税 所15%・住5%	
	株式投資信託	配当所得 総合課税 ★1 所7%・住3%	非課税	譲渡所得 ★4 申告分離課税 所7%・住3%		
国外投資信託	公社債投資信託	利子所得 ★2 源泉分離課税 所15%・住5%	—	非課税	—	利子所得 ★2 源泉分離課税 所15%・住5%
	株式投資信託	配当所得 総合課税 ★1 所7%・住3%	—	譲渡所得 申告分離課税 所7%・住3%	—	譲渡所得 申告分離課税 所7%・住3%

- ★1 源泉徴収だけで課税が完結する申告不要制度を選択することもできます。
- ★2 外国で課された所得税額がある場合には、分配金等に15%乗じた金額からその外国で課された所得税額を控除した残額が国内で源泉徴収されます。
- ★3 売却による差益の20%相当額が控除されます。
- ★4 平成20年12月31日までは、解約または償還による差益は配当所得とされていました。

1 投資信託の種類

投資信託は「契約型」と「会社型」に区分されます。

「契約型」とは、信託契約に基づき信託銀行等に信託財産の運用を委託し、その運用による収益が還元されるものをいいます。通常、「投資信託」という場合には、「契約型投資信託」のことをいいます。

「会社型」とは、投資を目的とする会社が資産を所有し、投資家はその法人の株式（投資口）を取得することにより投資を委託する信託をいいます。上場不動産投資信託（J-REIT）が、これに該当します。

また、投資家の募集の方法により、「公募投資信託」と「私募投資信託」とに分けることもできます。

「公募投資信託」とは、50名以上の不特定多数を対象とするものをいい、「私募投資信託」とは、特定または少数の者を対象とする投資信託をいいます。

今回は、これらの投資信託の中で最も一般的な公募証券投資信託（公社債投資信託および株式投資信託）を中心に解説していきます。

2 公社債投資信託の税金

(1) 分配金

公社債投資信託の収益の分配については、所得税が15%、住民税が5%源泉徴収され、他の所得と合算されることなく課税関係が完結します。つまり、確定申告をすることができません。

(2) 解約差益・償還差益

解約による差益、償還による差益については、分配金と同様に源泉分離課税とされます。

なお、外国公社債投資信託の解約については、買取り（売却）として取り扱われます。

(3) 売却益

公社債投資信託の売却益については非課税とされています。ただし、国内公社債投資信託については、解約差益とのバランスを図るために20%の税相当額が控除されます。

3 株式投資信託の税金

(1) 普通分配金

公募株式投資信託の収益の分配については、所得税が7%、住民税が3%源泉徴収されます。この収益の分配金は配当所得に該当し、他の所得と合算され総合課税されるのが原則ですが、源泉徴収だけで課税を完結させる「申告不要制度」を選択することもできます。

また、平成21年から公募株式投資信託の収益の分配は、確定申告で「申告分離課税」を選択することにより、上場株式等の譲渡損と損益通算することが可能です。

(注) 収益の分配に対する源泉徴収の税率は原則として所得税が15%、住民税が5%ですが、平成23年12月31日までに限り、所得税が7%、住民税が3%の優遇税率が適用されています。

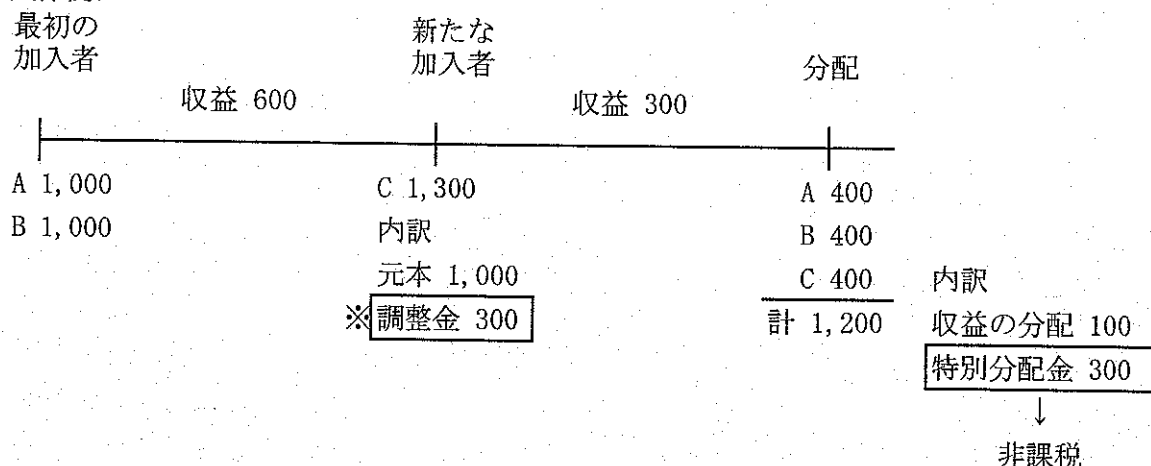
なお、上場株式等の配当等、譲渡所得等に係る所得税7%、住民税3%の軽減税率については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢を考慮し、平成25年12月31日まで2年間延長されることになりました。

(2) 特別分配金

公募株式投資信託には、元本の追加信託ができる「オープン型」と元本の追加信託ができない「ユニット型」があります。

オープン型の公募株式投資信託について「特別分配金」の支払いがあった場合には、その特別分配金は追加した元本に相当する金額であるため、非課税とされています。

<具体例>



※ 既にAとBは、各々300ずつ収益が実現しているため、新たに加入したCは加入時に300を支払うことにより、AおよびBと同じ条件となる。

<例題>

公募株式投資信託の収益の分配として10,000円（税引後）の支払いを受けた。なお、このうち1,000円は特別分配金である。
この場合の配当所得の金額を計算しなさい。

<解答>

$$(10,000円 - 1,000円) \div 0.9 = 10,000円$$

(3) 配当控除等との関係

公募株式投資信託の収益の分配については、配当所得として他の所得と合算され、総合課税されるのが原則ですが、源泉徴収だけで課税が完結する申告不要制度を選択することもできます。

ただし、申告不要を選択した場合には、確定申告で源泉徴収税額を精算することができませんし、配当控除の適用を受けることもできません。

また、親族が控除対象配偶者や扶養親族に該当するかどうかを判定する場合には、その親族の合計所得金額が38万円以下かどうかで判定しますが、その親族が公募株式投資信託の収益の分配について申告不要を選択したときは、その親族の合計所得金額に含めないで判定することになります。

このほか、個人の国民健康保険税（料）についても、申告不要を選択すれば算定の基礎に含めずに計算することになります。

<総合課税と申告不要の関係>

	総合課税	申告不要
源泉徴収税額の精算	あり	なし
配当控除の適用	あり	なし
扶養親族等の判定	所得に含まれる	所得に含まれない
国民健康保険税（料）	算定の基礎に含まれる	算定の基礎に含まれない

（注）公募株式投資信託のうち配当控除の対象となるものは、運用資産について外貨建

資産割合および非株式割合がいずれも75%以下のもの（特定証券投資信託）に限られます。

(4) 売却益・解約差益・償還差益

売却益、解約による差益、償還による差益については、上場株式等の譲渡として確定申告（申告分離課税）をすることになります。税率は、所得税が7%、住民税が3%です。この売却益は、他の公募株式投資信託や株式等の売却損と通算することができます。

平成20年12月31日までは解約および償還による差益は配当所得とされていましたが、「金融所得課税の一体化」を進める観点から、売却益と同様に上場株式等の譲渡として取り扱うことになりました。

(注) 申告分離課税の税率は原則として所得税が15%、住民税が5%ですが、平成23年12月31日までに限り、所得税が7%、住民税が3%の優遇税率が適用されています。

なお、上場株式等の配当等、譲渡所得等に係る所得税7%、住民税3%の軽減税率については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢を考慮し、平成25年12月31日まで2年間延長されることになりました。

＜上場株式等に関する課税関係＞

	平成16年～20年		平成21年～25年		平成26年以降	
	源泉	所7%・住3% ★1	源泉	所7%・住3% ★1	源泉	所15%・住5%
配当金 (配当所得)	課税 方式	・総合課税 ・申告不要	課税 方式	・総合課税 ・申告不要 ・申告分離課税 ★2	課税 方式	・総合課税 ・申告不要 ・申告分離課税 ・非課税口座
売却益 (譲渡所得)	課税 方式	申告分離課税	課税 方式	申告分離課税	課税 方式	・申告分離課税 ・非課税口座
	税率	所7%・住3%	税率	所7%・住3%	税率	所15%・住5%
損益通算	—		上場株式等の譲渡損と配当の損益通算 21年～確定申告による対応（申告分離課税） 22年～源泉徴収口座内における損益通算が可能に			

★1 大口株主（5%以上保有）が支払いを受ける配当等については、20%となります。

なお、平成23年10月1日以後支払いを受けるべき配当等については、大口株主が支払いを受ける配当等の要件は、現行の5%から3%に引き下げられます。

★2 申告する場合には、申告する上場株式等の配当等のすべてについて総合課税または申告分離課税のいずれかを選択しなければなりません。

1 上場株式等の配当金

(1) 配当金の税金

配当金に対しては所得税が20%源泉徴収され他の所得と合算される（総合課税）のが原則です。ただし、証券市場を活性化させるために、上場株式等に係る配当金に対しては、平成16年から所得税が7%、住民税が3%という優遇税制が適用されています（源泉徴収だけで課税が完結する「申告不要制度」を選択することもできます）。なお、その配当に係る事業年度終了の日において、その株式発行人の発行済み株式総数の5%以上を所有する株主については優遇税制が適用できませんので、本来の税率（所得税20%）で源泉徴収されます。

この優遇税制も平成23年末をもって終了し、平成24年からは本来の税率20%（所得税15%、住民税5%）となる予定でしたが、さらなる景気対策の必要性から、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置が創設されることになりました。

なお、上場株式等の配当等、譲渡所得等に係る所得税7%、住民税3%の軽減税率については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢を考慮し、平成25年12月31日まで2年間延長されることになりました。

これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の適用は、平成26年からとなりました。

(2) 配当控除

国内に本店のある法人から受ける剰余金の配当に係る配当所得について総合課税を選択する場合には、配当控除の適用があります。

なお、配当控除の額は、配当所得の金額に次の率を乗じて計算します。

① 課税総所得金額が1,000万円以下の場合

所得税 10%

住民税 2.8%

② 配当所得を加えると課税総所得金額が1,000万円を超える場合

所得税

配当所得のうち課税総所得金額1,000万円以下に含まれる部分 10%

配当所得のうち課税総所得金額1,000万円超に含まれる部分 5%

住民税

配当所得のうち課税総所得金額1,000万円以下に含まれる部分 2.8%

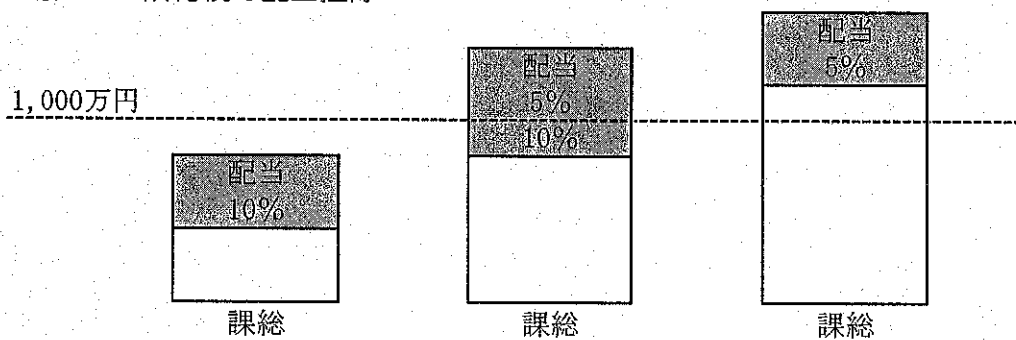
配当所得のうち課税総所得金額1,000万円超に含まれる部分 1.4%

③ 配当所得を加えないで課税総所得金額が1,000万円を超える場合

所得税 5%

住民税 1.4%

<図解> 一所得税の配当控除一



(3) 申告不要の有利不利の判定

課税総所得金額が330万円を超える場合には、確定申告をしない方が有利となるケース

があります。

<例題>

次のそれぞれのケースについて、上場株式に係る配当金50万円を確定申告した方が有利なるか不利になるか判定しなさい（大口株主には該当しない）。

ケース1 課税総所得金額が300万円の場合

ケース2 課税総所得金額が500万円の場合

<解答>

ケース1

① 確定申告しない場合

所得税+住民税	50,000円	所得税7%+住民税3%
配当控除	△ 0円	
実質負担	50,000円	

② 確定申告する場合

所得税+住民税	100,000円	所得税10%+住民税10%
配当控除	△ 64,000円	所得税10%+住民税2.8%
実質負担	36,000円	

③ ①>② ∴確定申告した方が有利

ケース2

① 確定申告しない場合

所得税+住民税	50,000円	所得税7%+住民税3%
配当控除	△ 0円	
実質負担	50,000円	

② 確定申告する場合

所得税+住民税	150,000円	所得税20%+住民税10%
配当控除	△ 64,000円	所得税10%+住民税2.8%
実質負担	86,000円	

③ ①<② ∴確定申告しない方が有利

2 上場株式等の売却益

(1) 売却益の税金

株式等に係る譲渡益に係る税金については、他の所得と区分して税額を計算する「申告分離課税」とされます。税率は、原則として所得税が15%、住民税が5%ですが、証券市場を活性化するために、平成15年1月1日から平成23年12月31日までの上場株式等の譲渡については、所得税が7%、住民税が3%とされています。

なお、源泉徴収を選択した特定口座を利用する場合には、申告不要とすることができます。

なお、上場株式等の配当等、譲渡所得等に係る所得税7%、住民税3%の軽減税率については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢を考慮し、平成25年12月31日まで2年間延長されることになりました。

(2) 取得費の計算

株式等の取得費は、譲渡した株式等の購入金額（購入手数料を含む）ですが、2回以上にわたって取得した株式については、譲渡のつど総平均法に準じて計算した1単位当たりの金額をもとに計算します。

<例題>

次の資料により、本年12月に譲渡した株式に係る譲渡所得の金額を計算しなさい。
なお、譲渡に際し、譲渡費用として10,000円を要している。

取引年月	取引	取引株数	取引金額	残株数
前年1月	買付	20株	1,430,000円	20株
前年3月	買付	50株	3,750,000円	70株
前年5月	売付	30株	2,220,000円	40株
本年8月	買付	60株	4,680,000円	100株
本年12月	売付	30株	2,340,000円	70株

<解答>

- ① 総収入金額 2,340,000円
- ② 取得費 $\frac{1,430,000円 + 3,750,000円}{20株 + 50株} = 74,000円$
 $\frac{74,000円 \times 40株 + 4,680,000円}{40株 + 60株} = 76,400円$
 $\therefore 76,400円 \times 30株 = 2,292,000円$
- ③ 譲渡費用 10,000円
- ④ ①－②－③＝38,000円

(3) みなし取得費の特例

平成13年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等を譲渡した場合には、その上場株式等の実際の取得費と平成13年10月1日における価額（終値）の80%相当額を比べていずれか有利な方（大きい金額）を取得費として控除することができます。

なお、この特例は平成22年12月31日をもって廃止されました。

(4) 損益通算と繰越控除

株式等の譲渡により生じた損失の金額がある場合には、他の株式等の譲渡益との通算

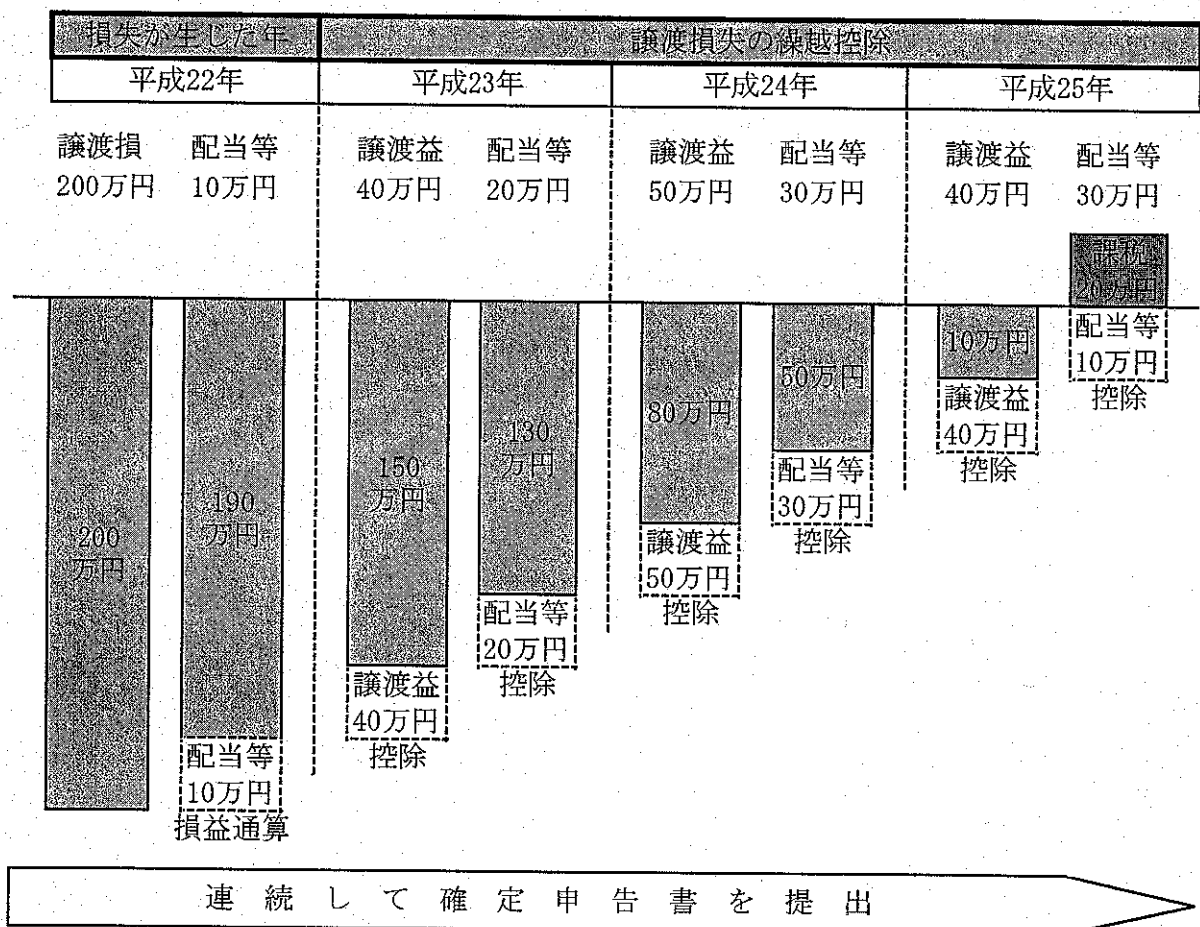
はできますが、給与所得など他の所得との損益通算はできません。

ただし、平成21年1月1日から上場株式等を金融商品取引業者を通じて譲渡したことによる損失に限り、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります）と損益通算ができるようになりました。

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、翌年以降3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得の金額から控除することができます。

※ 平成20年以前に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額で平成21年以後に繰り越されたものについても、平成21年以後の上場株式等に係る配当所得の金額から控除できます。

<図解>



- 3 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置（新設）
金融所得課税の一体化の取組の中で個人の株式市場への参加を促進する観点から、平成24年から上場株式等に係る優遇措置が終了するのにあわせて、非課税口座内の少額上場株

式等に係る配当所得および譲渡所得の非課税措置が導入されることになりました。

- (1) 非課税対象 : 非課税口座内(注)の少額上場株式等の配当、譲渡益
- (2) 非課税投資額 : 口座開設年に、新規投資額で100万円を限度
(未使用枠は、翌年以降繰越不可)
- (3) 非課税投資総額 : 最大300万円(100万円×3年間)
- (4) 保有期間 : 最長10年間、途中売却は自由。
ただし、売却部分の枠は再利用不可
- (5) 口座開設数 : 年間1人1口座(毎年異なる金融機関に口座開設可)
- (6) 開設者 : 居住者等(その年1月1日において満20歳以上である者)
- (7) 導入時期 : 平成24年1月1日から
- (8) 口座開設期間 : 平成24年～平成26年までの3年間の各年

(注) 非課税口座とは、非課税の適用を受けるために証券会社等の金融機関に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座をいいます。

なお、上場株式等の配当等、譲渡所得等に係る所得税7%、住民税3%の軽減税率については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢を考慮し、平成25年12月31日まで2年間延長されることになりました。

これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の適用は、平成26年からとなりました。

<図解> ー改正後ー

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
A口座	非	非	非	非	非	非	非	非	非	非		
B口座		非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	
C口座			非	非	非	非	非	非	非	非	非	非

特 定 口 座 制 度

1 特定口座

上場株式等の譲渡について源泉分離課税が廃止されたことに伴い、個人投資家の確定申告等の事務負担の軽減をするために、証券会社等の金融機関に設定された「特定口座」を通じてなされた上場株式等の譲渡による所得については証券会社等の金融機関が譲渡益の計算書を作成するという制度ができました。この制度を「特定口座制度」といいます。

特定口座には、「簡易申告口座」と「源泉徴収口座」の2種類があり、その年最初に上場株式等の譲渡をする時または配当を受ける時までに選択します。

(1) 簡易申告口座

簡易申告口座とは、証券会社等の金融機関から送られてくる「特定口座年間取引報告書」により、簡便に申告を行うことができる口座をいいます。

(2) 源泉徴収口座

源泉徴収口座とは、特定口座内で生じる所得に対して源泉徴収することを選択することにより、その特定口座における上場株式等の譲渡による所得を申告不要とすることができる口座をいいます。

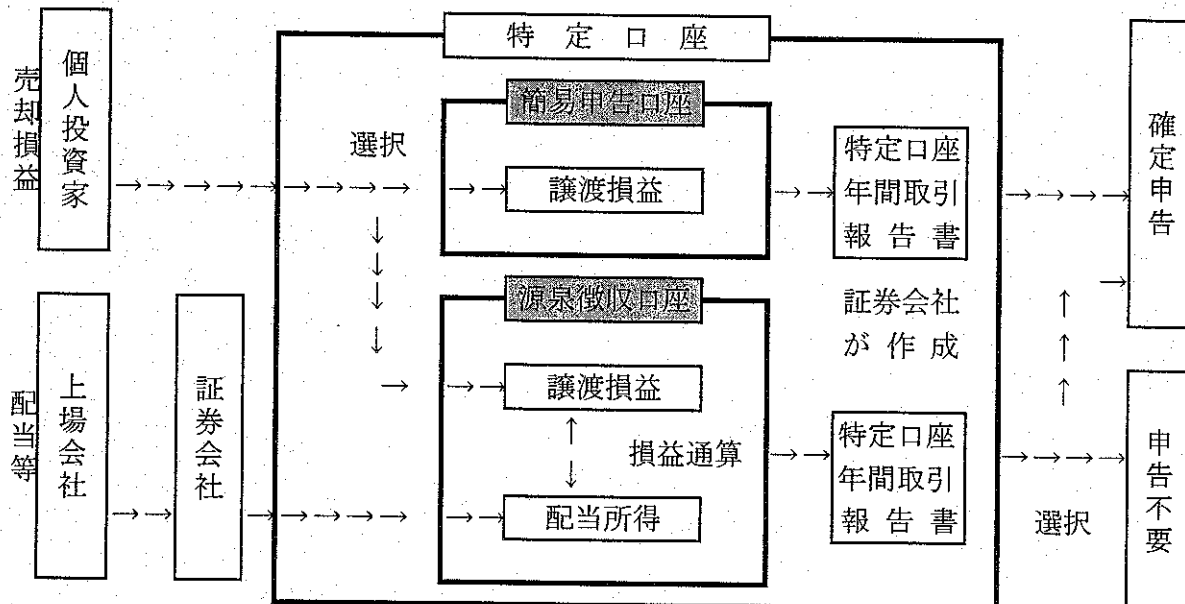
	平成21年～平成23年	平成24年～
源泉徴収口座における源泉徴収税率	所得税7%・住民税3%	所得税15%・住民税5%

2 源泉徴収口座への上場株式等の配当等の受入れ（平成22年から適用）

平成22年1月1日以後に証券会社等の金融機関を通じて支払いを受ける上場株式等の配当等については、その金融機関に開設している源泉徴収口座に受け入れることができます。

上場株式等の配当を受け入れた源泉徴収口座内に上場株式等を譲渡したことによる譲渡損失の金額があるときは、上場株式等の配当等の額の総額からその上場株式等を譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額を控除（損益通算）した金額をもとに源泉徴収税額が計算されます。

<図解>



<源泉徴収口座における留意点>

- ・ 譲渡所得等または配当所得の申告不要の特例は、源泉徴収口座ごとに適用されます（1回に支払いを受ける配当等ごとの適用はできません）。
- ・ 申告不要の特例を適用せずに源泉徴収口座の所得について確定申告をした後（あるいは申告不要の特例を適用して源泉徴収口座内の所得以外の所得について確定申告し

た後)に、その適用関係を変更することはできません。

- ・ 源泉徴収口座での譲渡損益または配当所得を、その源泉徴収口座以外での株式等の譲渡損益または配当所得と相殺しようとするときは、確定申告(申告分離課税)をする必要があります。この場合に、源泉徴収口座の譲渡損失を確定申告する場合には、その源泉徴収口座の上場株式等の配当等もあわせて申告する必要があります。

なお、上場株式等の配当等、譲渡所得等に係る所得税7%、住民税3%の軽減税率については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢を考慮し、平成25年12月31日まで2年間延長されることになりました。

F X 取 引 の 税 金

< F X取引の課税関係 >

	所得区分	課税方法	損失の取扱い
取引所取引 (くりっく365、大証F X)	雑所得	申告分離課税 所15%・住5%	他の先物取引との通算可 3年間の繰越控除あり
店頭取引 (OTC業者)		総合課税 所・住15～50%	総合課税の雑所得と通算可 損益通算・繰越控除なし

1 F X取引

F X取引とは、外国為替証拠金取引のことをいいます。すなわち、「外国為替」を「証拠金」を使って売買する投資方法です。通常の外貨預金と異なり、手持ち資金の10倍～200倍といった金額を取引することができるのが特徴です。

2 取引所取引

取引所で行われる外国為替証拠金取引のことで、東京金融取引所で行われている取引を「くりっく365」、大阪証券取引所で行われている取引を「大証F X」と呼んでいます。

取引所取引によるF X取引については雑所得とされますが、「先物取引に係る雑所得等」として他の所得とは区分され、所得税が15%、住民税が5%の税率により申告分離課税とされます。

なお、取引所取引によるF X取引について損失が生じた場合には、総合課税される雑所得とは通算できません。ただし、他の先物取引に係る雑所得等とは通算ができますし、控除しきれない損失の金額については、3年間の繰越控除が認められています。

3 店頭取引

金融取引業者を通じて行われる外国為替証拠金取引のことで、取引は相対で行われます。

店頭取引によるF X取引についても雑所得とされますが、給与所得など他の所得と合算され総合課税とされます。税率は、所得税と住民税を合わせて15%～50%となります。

なお、店頭取引によるF X取引について損失が生じた場合には、年金や原稿料など他の雑所得との通算はできますが、給与所得などと損益通算することはできません。また、取引所取引によるF X取引（先物取引に係る雑所得等）と通算することもできません。

なお、金融商品間の課税の中立性を高める観点から、「店頭デリバティブ取引等」に係る所得（現行「総合課税」）については、市場デリバティブ取引等に係る所得と同様に、所得税が15%、住民税が5%の税率による申告分離課税とした上で、両者の「損益通算」及び「損失額の3年間の繰越控除」を認めることになりました。